

## 奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 県の建設工事等に係る入札契約制度のあり方について、専門的な立場からの意見を聴取するため、奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の委員は、次の事項について意見を述べる。

- (1) 県の建設工事等に係る入札契約制度のあり方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、県の建設工事等に係る入札契約制度に関する重要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、入札契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、県土マネジメント部建設産業課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

#### (最初の会議の招集)

- 2 第6条の規定にかかわらず、この要綱による最初の会議は、知事が招集する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。